

(2004年10月1日現在)

## なんぎん法人WEBサービス利用規定

### 第1条 なんぎん法人WEBとは

1. 「なんぎん法人WEBサービス」(以下「本サービス」といいます)は、当行に対し書面による所定の手続きを完了したお客様(以下「契約者」といいます)が自ら占有・管理するパーソナルコンピュータ等の端末機器(以下「端末」といいます)により、インターネットを利用して、照会取引、振込・振替取引、および総合振込・給与(賞与)振込(総合振込・給与(賞与)振込は以下、「データ伝送サービス」といいます)を行うことができるサービスをいいます。
2. 利用時間  
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、当行は契約者に事前に通知することなく利用時間を変更することができるものとします。
3. 基本手数料  
(1) 契約者は当行に対し、本サービスについての当行所定の基本手数料を毎月支払うものとします。  
(2) 基本手数料は、当行の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された預金口座から、毎月当行所定の日に前月分を自動的に引落すものとします。  
(3) 当行は、本サービスの基本手数料に係る領収書等の発行はいたしません。  
(4) なお、本規定の基本手数料を始めとする以下の全ての「手数料」には、その消費税相当額を含むものとします。
4. 取引限度額の設定  
(1) 振込・振替サービスにおけるサービス指定口座1口座からの依頼日1日あたりの振込・振替限度額(以下、「1口座の支払限度額」といいます)は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。  
(2) データ伝送サービスにおけるサービス指定口座1口座からの依頼日1日あたりの支払限度額(以下、「データ伝送サービスにおける1口座の支払限度額」といいます)は、1億円とします。  
なお、当行は契約者に事前に通知することなく支払限度額を変更する場合があります。

### 第2条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定の内容を理解し、承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し申込手続きを行うものとします。
2. 利用対象者  
本サービスは当行が申込みを承諾した法人、法人格のない団体、または個人事業主の方を対象とします。契約者は本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。ただし、本項に該当する方からの利用申込であっても、当行は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、この不承諾につき異議を述べないものとします。  
(1) 利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき  
(2) その他、当行が利用を不相当と判断したとき
3. 申込手続  
(1) 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、当行所定の方法により契約者の「仮ログインパスワード」、「照会用暗証番号」、「振込暗証番号」、「確認暗証番号」(以下「パスワードおよび暗証番号」といいます)その他必要な事項を届出るものとします。  
(2) 当行は、契約者から提出を受けた本サービスの申込書に基づいて、利用のための登録手続きを行い、利用開始時期を書面により通知します。

#### 4. 利用関連口座の登録

本サービスを利用できる口座は、契約者が本サービスの申込書により届け出た次の登録口座とし、ご利用口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。なお、当行は、ご利用関連口座として登録できる口座数および口座の種類を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

##### (1) 代表口座（代表ご利用口座兼基本手数料引落とし口座）

取引照会、振込・振替取引の利用口座であって、名義が申込者と同一の当行所定の預金種類の口座。

基本手数料の引落とし口座、振込・振替資金、データ伝送サービス時の振込資金ならびに振込手数料の引落とし口座。

##### (2) 関連口座（代表口座以外のご利用口座）

紹介取引、振込・振替取引の利用口座であって、名義が申込者と同一の当行所定の預金種類の口座。

振込・振替資金ならびに振込手数料の引落とし口座。

#### 5. マスターユーザおよび一般ユーザ

(1) 契約者は、マスターユーザとして、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについて、利用権限を有するものとします。

(2) 契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「一般ユーザ」といいます）を、端末により登録できるものとします。

(3) 契約者は、マスターユーザに関する登録内容の変更について、当行所定の方法で、直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続きが完了するまでの間、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 6. 印鑑照合など

(1) 契約者が申込書に押印した印影を代表口座および関連口座の届け出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 本サービスの申込内容に変更がある場合は、代表口座の届け出印により新たに申込書を提出してください。（ただし、代表口座の変更はできません）

### 第3条 本人の確認

#### 1. 本人の確認

(1) 契約者は、当行に対して本人確認のためのログイン ID、正式な各パスワード（本番用パスワード）を契約者の端末より登録するものとします。なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、ご利用画面より随時変更することができます。

(2) 本サービスにおける本人確認は、契約者が利用時に端末に入力するパスワードおよび暗証番号が当行に登録されているパスワードおよび暗証番号と一致することにより行います。本人確認に使用するパスワードおよび暗証番号、その他の本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、契約者の承諾なしに、これらを変更することができるものとします。

(3) 当行が、本規定（当行所定事項に定める事項を含みます）にしたがって本人を確認し、依頼された取引が成立した場合、パスワードおよび暗証番号等について不正使用、その他の事故

があっても当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。パスワードおよび暗証番号等は、契約者が厳重に管理し、その内容を第三者にもらしたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意するものとします。

## 2. パスワードおよび暗証番号の管理

- (1) パスワードおよび暗証番号は重要な情報です。契約者がパスワードおよび暗証番号を指定する場合は、当行指定の文字数を指定してください。また、パスワードおよび暗証番号の指定にあたっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、契約者の責任において第三者に知られないよう厳重に管理してください。なお、当行はパスワードおよび暗証番号の照会に対して回答は行いません。また当行からパスワードおよび暗証番号をお尋ねしたりすることはありません。
- (2) パスワードおよび暗証番号を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取引店まで届け出てください。また、セキュリティ確保の観点から契約者ご本人でパスワードおよび暗証番号を定期的に変更することとします。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 契約者がパスワードおよび暗証番号の入力において連続して当行所定の回数を誤った場合は、当行は、本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

## 3. 電子メール

- (1) 契約者は、本サービスご利用登録時に、インターネットを介して電子メールアドレスの登録を行うものとします。但し、携帯電話の電子メールアドレスは登録できません。
- (2) 当行は振込振替受付結果やその他の告知を届出の電子メールアドレスに送信します。
- (3) 届出の電子メールアドレスを変更する場合は、インターネット上で再登録を行ってください。
- (4) 当行が届出の電子メールアドレスに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生したときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 契約者が届け出た電子メールアドレスが契約者の責めにより契約者以外のアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第4条 取引の依頼

### 1. 取引の依頼方法

本サービスにおける取引の依頼は、パスワードおよび暗証番号、ならびに取引に必要な事項を契約者が契約者ご本人の端末を使用して当行に伝送して行うものとします。

### 2. 依頼内容の確定

- (1) 当行が取引の依頼を受付けた場合、契約者の端末画面上に依頼内容確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝送してください。当行が伝送された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして受付完了確認画面を表示し、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。
- (2) 取引の依頼事項は当行において電磁的記録等により相当期間保存します。契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして扱います。

## 第5条 振込・振替取引（資金移動取引）

### 1. 内容

- (1) 振込・振替取引とは、契約者からの端末による依頼に基づき、代表口座または関連口座（以下双方を「支払指定口座」といいます）から指定金額を引落しのうえ、振込・振替口座へ入金する取引をいいます。振込先として指定できる取扱店は、当行の本支店及び「全国銀行デー

夕通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。

- (2) 振込・振替口座の指定には、次の方式があります。

「都度指定方式」...契約者が本サービスの画面上で入金指定口座を入力または選択しその入金指定口座あてに振込・振替を行う方式です。

契約者は、本方式が事前に当行に届出ていない振込先にも資金移動できる便利さがある反面利用者による操作だけで任意の口座に資金移動が行われる危険性を十分理解したうえで利用するものとします。

「事前届出方式」...あらかじめ契約者が届出て指定した振込・振替口座へ入金する方式です。

- (3) 振込・振替口座への入金は次により取扱います。

振込・振替口座が支払指定口座と同一本支店にある場合でその名義が同一の場合は「振替」として取扱います。

振込・振替口座が支払指定口座と異なる本支店にある場合、または他の金融機関の本支店にある場合、もしくは振込・振替口座が支払指定口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。なお、振込の取引については、当行所定の振込手数料をいただきます。

当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

## 2. 受付事項の処理

- (1) 受付を完了した振込・振替の依頼内容は原則として受付日当日に処理を行います。

但し、平日 15 時以降の振込については翌営業日の予約扱いとなります。

- (2) 代表口座・関連口座間の振替はすべて当日扱いとなります。

但し、当座預金への振替は平日 15 時までとします。

## 3. 取引の成立

- (1) 取引依頼の確定時(但し、振込予約の場合には、処理指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金、振込手数料を、当行の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、支払指定口座から当行所定の方法により引落します。

- (2) 当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

- (3) 振込・振替取引は、振込振替資金を当行が引落した時に成立するものとします。

- (4) 振込・振替取引が成立した場合、当行は依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替サービスによる振込・振替の取引はできません。

振込・振替資金と振込手数料の合計額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。

1日あたりの利用累計金額が、当行の定めた範囲を超える場合

1回あたりの利用金額が、契約者の定めた範囲を超える場合

契約者の口座が解約済みの場合

契約者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合

差押等やむをえない事情があり当行が支払いあるいは入金を不相当と認めた場合

当行所定の回数を超過してパスワードを誤って契約者の端末機に入力した場合

その他当行が必要と認めた場合

- (6) 振込・振替取引の完了後は、速やかに預金通帳への記入、または端末からの照会等により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高の内容に不明な点がある場合は直ちに取引店に連絡してください。



## 2. 総合振込

### (1) 取引店と預金種目

当行の受託とする取扱店の範囲は、当行の本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金（貯蓄預金を含む）または当座預金とします。

### (2) 振込指定口座の確認

振込のご利用にあたっては、事前に受取人あて振込先銀行、支店名、預金種目、口座番号、受取人カナ氏名を照会し、確認を行ってください。

### (3) 振込依頼

振込依頼データの送信時限は振込指定日の前営業日の午前10時までとします。

振込契約は、当行が振込依頼を承諾し、振込資金を受領した時に成立するものとします。

振込データの送信後においては、依頼内容の取消または変更は行わないものとします。なお、振込を取消す場合は、後記4に規定する「組戻し」により取扱うものとします。

### (4) 資金決済等

振込資金および振込手数料を振込指定日の前営業日の午後3時までに指定の資金決済口座（以下「決済口座」といいます）に入金してください。

振込資金、振込手数料は、当行の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、決済口座から当行所定の方法により引落します。

振込資金の引落しができない場合は、当行は(5)の振込処理は行いません。

当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

### (5) 振込処理

当行は、送信された振込データに基づき振込指定日に振込処理を行います。

当行は、振込受取人に対して入金通知は行いません。

## 3. 給与（賞与）振込

### (1) 取扱店と預金種目

給与受給者の指定できる取扱店の範囲は、当行の本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金とします。

### (2) 給与（賞与）振込は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます）の振込に限ります。

### (3) 振込指定口座の確認

給与の振込を行う受給者については、事前に指定口座番号の確認を行ってください。

### (4) 振込依頼

給与の振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。

振込依頼データの送信時限は、振込指定日の2営業日前の午前10時までとします。

振込契約は、当行が振込依頼を承諾し、振込資金を受領した時に成立するものとします。

振込データの送信後においては、依頼内容の取消または変更は行わないものとします。なお、振込を取消す場合は、後記4に規定する「組戻し」により取扱うものとします。

### (5) 資金決済等

振込資金を振込指定日の2営業日前の午前10時までに指定の決済口座に入金してください。

上記所定の日までに、振込資金を決済口座にご入金いただけない場合は、当行所定の振込手数料をいただきます。なお、振込手数料は、決済口座から引落します。

振込資金は、当行の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、決済口座から当行所定の方法により引落します。

振込資金の引落しができない場合は、(6)の振込処理は行いません。

当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

(6) 振込処理

当行は、送信された振込データに基づき、振込指定日に振込処理を行います。  
当行は、受給者に対して給与振込についての通知は行いません。

(7) 支払開始時期

受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の10時からとします。  
なお、本項は、3. 給与(賞与)振込(5)「資金決済等」、 項のとおり、入金時限までに振込資金の入金がある場合のみ該当します。

4. 依頼内容の取消・組戻し

- (1) 契約者の依頼・承認した取引については、取消しできませんので予めご了承ください。
- (2) 当行が契約者から振込を受付けた後、契約者が当該振込の組戻しを依頼する場合は、代表口座のある当行本支店にて当行所定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当行は組戻依頼書等の提出を受けたうえで組戻手続きを行うものとし、
- (3) 振込取引において、口座相違等により振込口座への入金ができない場合には、契約者は当行あてに当行所定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当行は組戻依頼書等の提出を受けたうえで組戻手続きを行うものとし、
- (4) 当行は、契約者からの依頼内容に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先の金融機関に行います。
- (5) 組戻し依頼を受付けた場合でも、振込資金が振込口座に入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。
- (6) 組戻しの取扱いを行った場合は、当行所定の組戻手数料をいただきます。また、当初振込にかかる振込手数料は返却いたしません。
- (7) 振込先金融機関から入金口座なし等の理由により振込資金が返却された場合は、契約者のサービス利用口座へ返金します。ただしこの場合、振込手数料は返却しません。

第8条 届出事項の変更等

1. 届出事項の変更等

預金口座および本サービスに関する印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときには、当行の定める方法(本規定、各種預金規定およびその他の取引規定で定める方法を含みます)により直ちに当行に届出てください。

2. 届出の効力

変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当行は責任を負いません。

3. 未着の場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 パスワード、暗証番号の盗用・不正使用など

1. パスワード、暗証番号が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合(機器の盗難、遺失等の場合を含みます)は、契約者は当行所定の時間内に電話等により当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。
2. パスワード、暗証番号の盗用・不正使用により、前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するときは、当行に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

第10条 免責事項等

1. 次の場合において本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき。

- ( 2 ) 当行及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策( 当行所定のセキュリティ手段を含みます ) を講じていたにもかかわらず、システム、端末機または通信回線等の障害が生じたとき。
- ( 3 ) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
- 2 . 本サービスにおいて当行が所定の確認手続きにより送信者を契約者とみなして取扱いを行った場合は、ソフトウェア、端末、パスワード、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。契約者は、ソフトウェア、端末、パスワード、暗証番号等を第三者に不正使用されないよう厳重に管理してください。また、ソフトウェア、端末、パスワード、暗証番号の異常によるエラー、盗難等の事故またはパスワード、暗証番号が漏洩したおそれがある場合には、当行所定の時間内に当行に届出てください。
- 3 . 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身が占有・管理するパソコン等の端末を使用し、自己の責任と負担において端末が正常に稼動する環境を確保してください。当行はこの規定により端末が正常に稼動することを保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 4 . 契約者は、マニュアル・パンフレット・ホームページ等に記載されている通信の安全性のために採用している当行所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用についての対策、および本人確認手続きについて理解し、リスクが存在することを認知したうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にもかかわらず盗聴等の不正利用により契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 5 . 契約者が当行に対する届出事項の変更を怠ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第 1 1 条 解約等

### 1 . 解約

本サービスは、当行または契約者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。

### 2 . 契約者による解約

- ( 1 ) 契約者による解約の場合は、当行所定の書面を提出するものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ( 2 ) 前記の規定にかかわらず、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。

### 3 . 当行からの解約

- ( 1 ) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、契約者の届出住所宛に解約の通知を行います。
- ( 2 ) 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信し、その通知が延着または到着しなかった( 受領拒否の場合も含みます ) 場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ( 3 ) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、サービスの全部または一部を中止または解約することができるものとします。  
 支払停止または破産、民事再生手続き開始、会社更正手続き開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続き開始の申立があったとき  
 手形交換所の取引停止処分を受けたとき  
 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき  
 当行に支払うべき所定の手数料等の未払いが生じたとき  
 1 年以上にわたり本サービスの利用がないとき  
 相続の開始があったとき  
 解散、その他営業活動を休止したとき  
 不正にサービスを利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき  
 その他契約者が本規定に違反したとき

#### 4. 代表口座の解約

代表口座の解約、または契約者の都合で代表口座を変更する場合は、本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面により解約の届出をしてください。

5. 本サービスが解約等により終了した場合には、契約者は、解約日までに発生した本サービス利用に伴う当行に対する手数料等の全額を、当行の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当行は、すでに支払われた手数料等については、一切払戻しいたしません。

### 第12条 サービス内容・規定等の変更

#### 1. 規程の変更

当行は、必要がある場合、本規定および利用方法（当行の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。この場合、当行は、変更の都度当行のホームページ上の「なんぎん法人WEBサービス利用規定」を変更します。変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとしますので、本サービスを利用する際には、変更後の利用規定を確認のうえご利用ください。規定の変更が行われた後に、契約者が本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。

#### 2. サービスの追加

本サービスに今後追加するサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

#### 3. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとし、休止時期、期間および内容については、当行のホームページその他の方法により通知します。

#### 4. サービスの廃止

本サービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止することができるものとします。

サービスの一部を廃止する場合、本規定を変更する場合があります。

### 第13条 通知手段

契約者は、当行からの通知・確認・ご案内等の手段として、当行ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意します。

### 第14条 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当行からの特段の申出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

### 第15条 サービスの休止

1. 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期及び内容について第13条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について、第13条の通知手段により、後日お知らせします。

第16条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

第17条 譲渡、質入等の禁止

本サービスの利用にかかる契約者の権利および預金等は、譲渡、質入、第三者への貸与等できません。

第18条 関連規定の適用・準用

1. 本規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、当座勘定規定等各種預金規定および振込規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第19条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店または代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(以上)